

高等職業訓練促進給付金等のご案内

1 高等職業訓練促進給付金とは

● 内容

専門的な資格取得を容易にするため、母子家庭の母または父子家庭の父(※1)が1年以上（令和3～5年度に限り6月以上）の課程の養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るために支給するものです。また、養成機関での訓練を修了した場合についても、修了支援給付金を支給します。

＜令和6年4月1日から＞

看護師・介護福祉士・保育士の資格取得を目指し、養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金にさらに県独自の給付金（特定高等職業訓練促進給付金）を上乗せして支給することとしました。

※令和6年度県予算議決前のため、内容に変更が生じる可能性があります。

※1 母子家庭の母等で現に児童を扶養している方

● 支給対象者

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- (2) 県保健福祉事務所の母子・父子自立支援員との相談を通じて、資格を取得する可能性が高く、就職のために必要であると認められる方
- (3) 仕事や育児と養成機関での修業の両立が困難であると認められる方

● 対象資格

- ・看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士
- ・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・その他神奈川県が必要と認める資格

● 支給対象期間

支給申請書を受理した月以降、養成機関での修業が修了するまでの期間（上限4年）

● 支給額

	市町村民税非課税	市町村民税課税
高等職業訓練促進給付金（月額）	100,000円	70,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

※支給期間中に市町村民税の課税状況が変わった場合、支給額を変更します。

※最後の12か月間は、月額4万円が加算されます。

＜令和6年4月1日から＞

	扶養児童が2人以下の世帯	扶養児童が3人以上の世帯
特定高等職業訓練促進給付金（月額）	30,000円	50,000円

※高等職業訓練促進給付金（月額）に上乗せして支給します。

※支給期間中に扶養児童の人数が変わった場合、支給額を変更します。

※令和6年度県予算議決前のため、内容に変更が生じる可能性があります。

- 相談や申請の窓口
お住まいの町または村を所管する県保健福祉事務所

2 申請手続き等

- 事前相談
申請前に事前相談を行います。事前相談では支給の必要性や要件等の確認を行います。
 - 支給申請および支給審査
指定された期日までに、支給申請書に必要書類を添付して県の保健福祉事務所に提出してください。申請書等は、県庁子ども家庭課で、支給要件等の審査を行います。
 - 支給決定
審査の結果により支給の可否を決定します。支給可否の通知は子ども家庭課より申請者あてに送付されます。
 - 修了支援給付金の支給
養成機関での修業終了後、30日以内に支給申請書に必要書類を添付して、県の保健福祉事務所に提出してください。申請書等は、子ども家庭課で支給要件等の審査を行います。
- <注意事項>
- ・ 1年以上の期間にわたり給付を受ける場合は、毎年4月に当該年度分の給付申請が必要です。
 - ・ 申請が受理されても、経済状況やその他の理由により給付を受けられない場合があります。

3 申請に必要な書類等

- ① 高等職業訓練促進給付金等申請書（どの給付金についても）
- ② 申請者及びその児童の戸籍謄本（または抄本）
- ③ 児童扶養手当証書等の写
- ④ 同意書（県審査につき、地方税及び児童扶養手当情報を取得することについて世帯全員の同意）
- ⑤ 修業している養成機関の長が発行する在学証明書等
- ⑥ 修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書類（訓練期間の2年次以降）
- ⑦ 修業していた養成機関の長が発行する修了を証明する書類（修了支援給付金のみ）
- ⑧ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等自立計画書

- <注意事項>
- ・マイナンバー法(※2)により、申請書にマイナンバーの記載と、本人確認のための書類(※3)の提示等が必要となります。
 - ・申請者が、親族等民法上の扶養義務者と同居または同一敷地内等に居住している場合は、扶養義務者全員のマイナンバーの記載が必要となります。
 - ・同意書の提出ができない場合は、次の書類も申請時に提出してください。

①世帯全員の住民票の写 ②市町村民税課税証明

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ※3 「個人番号カード」等

4 留意事項

- 修業期間中の報告等について
 - (1)出席状況報告
毎月 10 日までに前月の出席状況を出席状況確認書(所定様式)により報告してください。出席状況の報告がなかつたり、提出が遅れた場合、所定の期日に振込みができない場合があります。

(2) 市町村民税課税状況

4月から7月までに給付決定を受けた場合は、8月以降、当該年の市町村民税の課税状況（同居親族を含む）を確認し、支給内容等について再度審査しますのでご承知おきください。

- 欠席、休学等により、1日も出席していない月があった場合は、その月は支給されません。（夏期休暇等カリキュラムに組み込まれている場合は除きます。）
- 出席状況確認書や単位取得証明書類により、資格取得が見込めない場合、支給決定を取り消すことがあります。
- 支給対象期間中に留年した場合、留年期間は支給されません。ただし、進級した場合は改めて支給を受けることができます。（再度申請が必要となります。）
- 支給決定を受けた後でも、支給要件に該当しなくなった場合には受給資格を喪失します。
 - ・再婚等で母子家庭の母、父子家庭の父でなくなった場合
 - ・県内の町村に住所を有しなくなった場合
 - ・退学等により修業を取りやめた場合
 - ・収入の増加等により、給付の必要性が認められなくなった場合

5 令和3～5年度における特例

令和3～5年度に限り、従来の資格に加えて、雇用保険制度の教育訓練指定講座（一般教育訓練においては情報関係に限る）で、かつ6か月以上の専門実践教育訓練給付や一般教育訓練給付等の対象講座を受講される場合も給付対象となります。

詳しい内容等や事前相談については、お住まいの町または村を所管する県保健福祉事務所、または県庁子ども家庭課家庭福祉グループにお問い合わせください。

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局子ども家庭課 家庭福祉グループ 045-210-1111 内線 4671～4673

※市にお住まいの方は、各市のひとり親家庭福祉主管課にお問い合わせください。